

令和 7 年度愛媛県気候変動影響予測業務仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度愛媛県気候変動影響予測業務

2 業務の目的

本県の地域特性に応じた効果的な気候変動適応策の検討・推進に資するため、本県が作成した気候変動影響の将来予測計算計画書（以下、「計画書」とする。（別添資料））に基づき「健康分野（熱中症救急搬送者数）」及び「自然災害分野（短時間強雨）」に対する将来予測計算を実施し、地域のきめ細かい適応策を実施するための資料とするとともに、適応策に関する情報を収集・整理し、地域に発信することにより、気候変動影響や適応策への理解を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

4 委託金額の上限

金 1,991,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

5 委託業務の内容

受託者が提示した企画提案を基に、愛媛県との協議を踏まえ、次の業務を委託する。

気候変動影響の将来予測計算

① 健康分野（熱中症救急搬送者数）

計画書に基づき、県内の各地域の熱中症救急搬送者数と気候データの解析を行うとともに、統計的ダウンスケーリングデータ（NIES2020）から地域ごとの日平均 WBGT を求め、将来人口推計を用いることにより、将来の熱中症救急搬送者数を予測し、GIS（地理情報システム）により視覚的に表現する。以上のことを、県センターが実施するにあたり、実施計画及び解析プログラムの作成、技術的助言等を行う。

② 自然災害分野（短時間強雨）

計画書に基づき、県内 20 市町の市役所・町役場が所在する地点における力学的ダウンスケーリングデータの時間降水量から将来の短時間強雨頻度（50, 100, 200 mm/時間）を予測し、GIS（地理情報システム）により各地点を視覚的に表現するとともに、現在と将来の頻度をグラフで表現し、比較が容易にできるようにする。また、県センターが追加で解析できるように解析マニュアルを整備する。

詳細については発注者との協議により決定する。

6 成果物

- (1) 業務報告書（A4版縦長）
紙媒体3部及び電子媒体（DVD-R等）1部
- (2) 収集した資料、文献等の写し（一式）
紙媒体3部及び電子媒体（DVD-R等）1部
- (3) 実行したプログラム及び計算結果
電子媒体（DVD-R等）1部
- (4) 解析マニュアル
紙媒体3部及び電子媒体（DVD-R等）1部
- (5) 愛媛県域の全データ
電子媒体（HDD等）1部

7 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ① 文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2016」以降で作成したもの）
 - ② 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2016」以降で作成したもの）
 - ③ プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2016」以降で作成したもの）
 - ④ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式
 - ⑤ プログラム又は計算結果；使用方法の概要を添付すること。

8 納品場所

愛媛県気候変動適応センター（事務局：愛媛県立衛生環境研究所環境研究課内）

住所：〒791-0211 愛媛県東温市見奈良 1545 番地 4

担当：越智、長賀部 TEL：089-948-9678 FAX：089-948-9539

9 著作権等

- (1) 本業務の成果物に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するもの）は全て受託者に帰属しないものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) この業務を行うのに必要な第三者の著作権その他全ての権利についての交渉又は処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (4) この業務に係る第三者からの異議申し立て及び紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

10 注意事項

- (1) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名選任し、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、本県と定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を行うに当たり必要な資材は、本県が貸与するものを除き、原則として受託者が準備すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、本県の指示を受けて処理すること。
- (4) 受託者は、本県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、本県、受託者協議の上、定めることとする。